

## 瑞浪市養育医療の申請について

養育医療とは、出生体重 2,000g 以下、または 2,000g 以上でも身体機能が未熟で治療を要すると医師が認めた場合に、入院時の保険診療自己負担額や食事療養費を公費でみる制度です。ただし、所得に応じた自己負担金が必要となります。岐阜県で指定された医療機関に入院治療される方が対象となります。

### ☆申請に必要な書類☆

①	養育医療申請書	申請者(保護者)が記入してください。
②	養育医療意見書	指定医療機関の主治医に記載をお願いしてください。
③	世帯調書 (所得を証明する書類)	申請者(保護者)が記入してください。 記載内容は世帯構成と所得(市民税等)です。
④	同意書	申請者(保護者)が記入してください。 市職員が地方税関係情報を取得することに同意していただく書類です。 (世帯構成員のうち、扶養義務者が対象です。)
⑤	委任状	申請者(保護者)が記入してください。 養育医療自己負担金分に相当する福祉医療費の請求権利を市担当課に委任することを希望する場合必要となります。
⑥	▶健康保険証 ▶福祉医療費受給者証(乳幼児等)	申請の際は、 <b>印鑑</b> をご持参ください。 *お子様の健康保険証が発行されていない場合、扶養する方(同じ健康保険に入る方)の健康保険証をご持参いただき、対象者の健康保険証が発行され次第、写しをご提出ください。 *福祉医療費受給者証が発行されていない場合、発行され次第、写しをご提出ください。
⑦	▶個人番号(マイナンバー)カード又は通知カード	・申請者の個人番号カード又は通知カードをご持参下さい。通知カードの場合は身分証明(運転免許証等の写真付き証明書又は身元を確認できる書類が2つ以上)が必要となります。 ・世帯構成員全員のマイナンバーカード又は通知カードの写し

### ☆注意事項☆

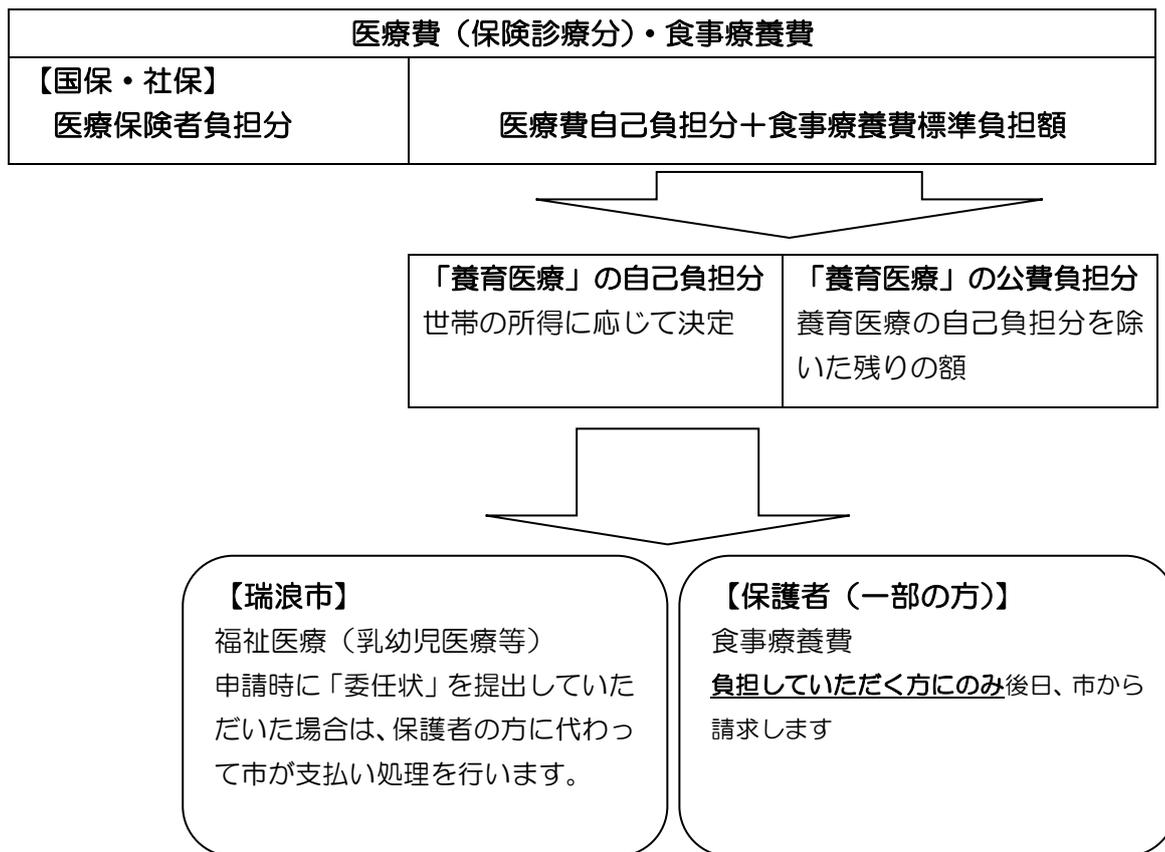
- ・申請後、市で審査を行い、認定された場合、所得状況に応じて自己負担金を決定し「養育医療券」を発行します。
- ・給付の対象となる児が入院中(出生後1カ月以内)に申請してください。なお、退院または満1歳になった時点で養育医療給付は終了となります。
- ・申請者以外(代理人)の方が窓口へ来られる場合、委任状と代理人の身分証明が必要となります。
- ・申請後、住所等変更があった場合は、担当課までご連絡ください。
- ・申請が1月～6月で前年1月1日に瑞浪市に住民登録のない方は、「前々年分の所得を証明する書類」が必要となります。  
申請が7月～12月で当年1月1日に瑞浪市に住民登録のない方は、「前年分の所得を証明する書類」が必要となります。

## 《参考：養育医療を受給した場合の医療費支払いの流れ》

医療費（保険診療分）のうち保険診療自己負担額や食事療養費を「養育医療」として公費負担しますが、一部は所得に応じて自己負担していただくことになっています。

ただし、自己負担分は福祉医療助成（乳幼児医療等）の対象となるため、養育医療申請時に委任状を提出していただくことで、市が保護者に代わって自己負担分の支払い処理を行います。

なお、食事療養費（ミルク代等）は乳幼児医療の対象外ですので、高所得の方など一部の方には、食事療養費を負担していただくことがあります。（その場合、養育医療券とは別に、治療を行った月の2カ月後以降に請求いたしますので、お支払い下さい。）



\*「委任状」を提出されない場合、市より保護者の方に自己負担金の請求をし、一旦お支払いいただいた後、保護者の方から市へ請求していただくこととなります。

問い合わせ先（担当）

瑞浪市役所 健康づくり課  
所在地：瑞浪市上平町 1-1  
TEL：0572-68-9785